

水戸・勝田都市計画前田・長岡地区地区計画の変更（茨城町決定） 新旧対照表

※下線部が変更箇所

地区区分	地区名称	新	旧
住宅地区	A-1		
	A-2	変更なし	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 建築基準法別表第2(ハ)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの 2. ホテル又は旅館 3. 自動車教習所 4. 畜舎
	A-3	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 建築基準法別表第2(ハ)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの 2. カラオケボックスその他これに類するもの 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. 自動車教習所 5. 倉庫業を営む倉庫 6. 畜舎 7. 建築基準法別表第2(ト)項第3号並びに(ニ)項第3号、(ロ)項第1号に掲げる工場等 8. 建築基準法別表第2(ト)項第4号並びに(ニ)項第4号、(ロ)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 建築基準法別表第2(ハ)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの 2. カラオケボックスその他これに類するもの 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. 自動車教習所 5. 倉庫業を営む倉庫 6. 畜舎 7. 建築基準法別表第2(ト)項第3号並びに(リ)項第3号、(ニ)項第1号に掲げる工場等 8. 建築基準法別表第2(ト)項第4号並びに(リ)項第4号、(ニ)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設
工業地区	B	変更なし	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 畜舎
沿道利用地区	C	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 劇場、映画館、演劇場、ボーリング場、スケート場、水泳場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 2. カラオケボックスその他これに類する建築物でその用途に要する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 3. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 4. 畜舎 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に掲げる風俗営業の用に供する建築物	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 劇場、映画館、演劇場、ボーリング場、スケート場、水泳場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に要する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 2. カラオケボックスその他これに類する建築物でその用途に要する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 3. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 4. 畜舎 5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号に掲げる風俗営業の用に供する建築物
生活利便施設地区	D	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 4. 畜舎 5. 建築基準法別表第2(ニ)項第3号に掲げる工場等 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に掲げる風俗営業の用に供する建築物	次の各号に掲げる建築物は、建築しては、ならない。 1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 4. 畜舎 5. 建築基準法別表第2(リ)項第3号に掲げる工場等 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号に掲げる風俗営業の用に供する建築物